

令和3年度岡山県津山市介護保険サービス事業者集団指導

居住系サービス

**実地指導で多い指摘事項**

**津山市環境福祉部高齢介護課**

居住系サービス

# 実地指導で多い指摘事項

1. 重要事項説明書への同意について
2. 誤薬について
3. 非常災害時のマニュアルについて

# 1. 重要事項説明書への同意について

## 【指摘事例】

- 運営規程の変更時に重要事項説明書を変更し忘れてしている。
- 変更した重要事項説明書の同意を取り忘れてしている。
- 家族からしか同意を得ていない。(同意欄に利用者の氏名の記載がない)

- 運営規程を変更した際は重要事項説明書にも変更がないか確認すること。
  - 重要事項説明書を変更した際は、変更箇所について利用者又は家族に文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る必要がある。
  - 同意を得たことが確認できるよう、できる限り書面にて利用者の同意を得ること。
- ※重要事項説明書の同意、交付は、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることも可能。

# 1. 重要事項説明書への同意について


## 【ポイント】

- 重要事項説明書を変更した際の同意は、変更箇所のみ記したものでよい。
- 利用者が自分で署名ができない場合は、家族が利用者名を記名押印し、代筆者の氏名も同意した書面に記す。

### 【例】

～以上の説明を受けその内容に同意し、重要事項説明書について交付を受けました。

令和 4年 3月 30日

津山 太郎 

代筆者 津山 花子

## 2. 誤薬について

### 【指摘事例】

- 誤薬について事故報告を提出していない。
- 誤薬があった際に、看護・介護職員の判断で対応し、主治医や薬剤師に報告、相談をしていない。

- 津山市では誤薬は事故報告書の提出が必要。
- 誤薬があった場合は速やかに必ず主治医や薬剤師に報告し必要な対応について相談すること。
- 内部で情報共有を行い、誤薬が発生した原因の分析と再発防止策を検討すること。

## 3. 非常災害時のマニュアルについて

### 【指摘事例】

- 非常災害時のマニュアルが具体性に欠けている。
  - 非常災害の想定が多様でない。
  - 避難訓練を実施していない。
- 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知すること。
  - 多様な想定(災害の種類、発生時期・時間、人員体制、利用者等)で避難、救出訓練を行うこと。
  - 少なくとも年2回(※)、訓練を実施すること。(※消防法に基づく)

## 3. 非常災害時のマニュアルについて

### 【ポイント】

- 非常災害時のマニュアルは実効性を重視し具体的な内容とすること。
- 実効性があるか避難訓練等を通して検証すること。また訓練の振り返りをし記録に残すこと。
- 運営推進会議等を活用し地域住民との連携や消防関係者の参加を促すなど訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。
- マニュアルの内容、緊急連絡網等、従業員に周知しておかないと、いざという時に動けません。